

調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金 交付の取り扱いと申請手続きについて

1 目的

- (1) 事業者における第三者評価の普及及び定着を図る。
- (2) 利用者本位の福祉の実現及び市民の福祉の向上に資する。

2 補助金額

- (1) 第三者評価受審に要する経費の10/10・・・認知症対応型共同生活介護
 ※ 補助対象事業が60万円を超えるときは、60万円を上限とする。
 1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。
- (2) 第三者評価受審に要する経費の1/2・・・認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護老人保健施設、経費老人ホーム（ケアハウス）、都市型軽費老人ホーム、指定介護老人福祉施設
 ※ 補助対象事業が30万円を超えるときは、30万円を上限とする。
 1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

3 留意事項

「調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱」に基づく申請により執行いたします。ホームページで御確認ください。

トップページ＞健康・医療・福祉＞介護保険＞各種申請書＞介護保険の各種申請書＞第三者評価にあります。URLは次のとおりです。<https://www.city.chofu.lg.jp/060030/p033015.html>

4 申請手続きの流れ（☆印：事業者、◆印：調布市）

| 手順 | 内容 | 備考 |
|----|---|---|
| ① | ☆評価機関と評価契約を締結 | |
| ② | ☆市へ「補助金交付申請書等」を提出 <u>最終提出期限</u> <u>令和6年10月31日</u> | ・受審費補助金交付申請書(第1号様式) ・申請額算出内訳書(別紙1) ・評価機関との契約書等の写し <u>※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。</u> |
| ③ | ◆決定通知書の送付 | 補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式) |
| ④ | ☆変更申請書の提出(変更がある場合) | 申請した事項を変更する場合は、 受審費補助金変更交付申請書(第3号様式)を提出する。 |
| ⑤ | ☆サービス評価を受審 | |
| ⑥ | ☆市へ「実績報告書等」を提出 <u>最終提出期限</u> <u>令和7年2月28日</u> | ・受審費補助金実績報告書(第4号様式)※事業実績額は領収書の額となります。 ・福祉サービス第三者評価結果報告書(一式)の写し ・第三者評価受審費領収書の写し ・事業報告書(別紙2) <u>※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。</u> |
| ⑦ | ◆確定通知書の送付 | 受審費補助金確定通知書(第5号様式) |

| | | |
|---|--|--|
| ⑧ | ☆請求書等を市に提出 最終提出期限 令和7年3月31日 | ・市が定めた請求書 ・委任状(債権者と口座名義が異なる場合) ※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。 |
| ⑨ | ◆補助金交付 | 指定口座へ振り込みます。 |

※各種申請書類については、市役所ホームページからダウンロードしてください。また、「契約書作成時の注意点」もホームページからダウンロードできますので、参考にしてください。

トップページ＞健康・医療・福祉＞介護保険＞各種申請書＞介護保険の各種申請書＞第三者評価にあります。URLは次のとおりです。<https://www.city.chofu.lg.jp/060030/p033015.html>

5 注意事項

「補助金交付申請書等」「実績報告書等」「請求書等」が提出期限までに提出できない場合、補助金の交付はできかねますので御注意ください。

6 「東京都の福祉サービス第三者評価」について

とうきょう福祉ナビゲーションのホームページを御参照ください。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

7 問合せ先

調布市福祉健康部高齢者支援室計画係 桜庭・戸谷

電話：042-481-7149 FAX：042-481-4288

E-MAIL：kourei@city.chofu.lg.jp